

# 虐待防止委員会規程

医療法人社団桂  
七浦診療所（訪問看護）  
七浦リハビリセンター  
ななうら居宅介護支援事務所

## （委員会の設置）

第1条 医療法人社団桂が運営する七浦診療所（訪問看護）七浦リハビリセンターななうら居宅介護支援事業所が行う事業において高齢者の安全と人権保護の観点から虐待の防止とその適切な対応（以下虐待防止という）の推進に関する委員会（委員会という）を設置する。

## （委員会の目的）

第2条 この規定は委員会の運営について、必要な事項を定める目的とする。

## （委員会の組織）

第3条 委員会は委員長、副委員長または委員をもって組織する。

- 2 委員長は委員の中から選出する。
- 3 委員の選任については、当該事業所の職員、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。
- 4 委員長が職務をできない時は、他の委員がその職務を代行する。
- 5 委員長が指名した委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

## （委員会の開催）

第4条 委員会は、年1回以上開催する。

- 2 委員長は、委員会において必要であるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
- 3 委員長は書記を指名し議事録を整備する。

## （委員会の業務）

第5条 委員会は、次の業務を行う。

- ① 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- ② 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直し行い、疑いのある項目を足していく。
- ③ 「虐待の早期発見チェックリスト」の結果による調査を必要な場合に実施する。
- ④ 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがある場合には、然るべき対処報告

をする。

- ⑤ 虐待防止に係る研修を原則年1回及び職員採用時等に実施する。
- ⑥ 虐待に繋がるような事例がある場合は、委員会において対応する。
- ⑦ その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

#### (委員会の責務)

- 第6条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない環境作りを目指さなければならない。
- 2 委員は、日頃より社会福祉法に関する法律や様々な知識習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。
  - 3 委員会の委員長・委員は、日頃より高齢者の支援の場に虐待及び虐待に繋がるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

#### (その他)

- 第7条 苦情及び説明・同意については、事業所の利用契約書、重要事項説明書等に準拠し、対応する。

#### (雑則)

- 第8条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止上必要な対応については、委員長が委員会に諮り、理事会にて協議し定めるものとする。

附則 この規定は、令和6年4月1日から施行する。